

京都市告示第470号

道路整備特別措置法第8条第1項第9号の規定に基づき、平成23年3月7日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債権返済機構が京都市に代わって次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、道路法第18条第1項の規定に基づき、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
高速道路1 号線	伏見区深草中川原町13番地の6地先から	旧	メートル 170.60	メートル 20.40 ~ 80.30
	同区深草西川原町2番地の9地先まで	新	170.60	46.00 ~ 80.30
高速道路2 号線	伏見区向島大黒17番地の3地先から	旧	97.10	11.40 ~ 52.80
	同町20番地の3地先まで	新	97.10	11.40 ~ 66.40

(建設局土木管理部道路明示課)